

西宮市社会福祉施設等新型コロナウイルス緊急対応支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、その対策（以下、「補助事業」という。）に要する経費に対し補助を行う、西宮市社会福祉施設等新型コロナウイルス緊急対応支援補助金（以下、「補助金」という。）の交付について、補助金等の取扱いに関する規則（昭和58年3月31日西宮市規則第81号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助事業者及び対象サービス)

第2条 補助金交付の対象となる者（以下、「補助事業者」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業、同条第10項に規定する施設入所支援、同条第18項に規定する一般相談支援事業及び特定相談支援事業、同条第27項に規定する地域活動支援センター並びに、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業及び同条第7項に規定する障害児相談支援事業（以下、「対象サービス」という。）を西宮市内において実施する法人とする。

(補助対象事業及び期間)

第3条 補助金交付の対象となる補助事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 衛生用品の緊急調達事業
- (2) 衛生環境改善事業
- (3) 在宅就労導入事業

2 補助事業の対象期間は、補助金の交付決定日に関わらず令和2年1月16日から同年3月31日までとする。

(補助対象経費及び範囲)

第4条 前条第1項第1号に規定する事業の補助対象経費は、補助事業者が感染予防のため必要と認められるマスク、消毒液等の衛生用消耗品を対象サービス事業所に対し購入した費用で、原則対象期間中に発注、納品及び支払が完了したものを対象とする。

2 前条第1項第2号に規定する事業の補助対象経費は、補助事業者が感染者又は感染が疑われる者が発生した対象サービス事業所において、業者へ依頼し実施した消毒作業の委託請負費用で、対象期間中に発注、作業及び支払が完了したものを対象とする。

3 前条第1項第3号に規定する事業の補助対象経費は、補助事業者のうち就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所が、利用者が在宅就労を実施するために導入するハードウェア及びソフトウェアの購入又はリース費用、保守・サポート費用、セキュリティ対

策費用等で、対象期間中に導入し、同期間中に要した経費を対象とする。

(交付申請及び実績報告の添付書類)

第5条 規則第7条第4号及び規則第14条第2号に規定する、その他市長が必要と認める書類は、第3条第1項第1号から第2号までに掲げる事業については、補助対象となることがわかる書類、同項第3号に掲げる事業について、交付申請時においては導入計画書(別紙1-1及び1-2)、実績報告時においては導入実績報告書(別紙2-1及び2-2)とする。

(実績報告の期日)

第6条 規則第14条に規定する実績報告は、市長が定める期日までに提出するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第7条 補助事業者は、補助事業完了後に当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(0円を含む。)が確定した場合には、その金額を市長の定める様式(様式1)で速やかに市長に報告しなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する報告によって補助金返還の必要が生じた場合は、市長の返還命令を受けて当該金額を市に返還しなければならない。

(補足)

第8条 市長及び補助事業者は、補助金等の交付等に関し、国から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

2 市長及び補助事業者は、補助金等の交付等に関し、兵庫県から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

付 則

この要綱は令和2年3月19日から施行する。

様式 1

令和 年 月 日

西宮市長 様

補助事業者

所在地

名 称

代表者

印

印

令和元年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和2年3月 日付西 指令第 号で交付決定を受けた令和元年度新型コロナウイルス緊急対応支援補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

1 施設の種類及び名称

2 補助金等の取扱いに関する規則（昭和58年3月31日西宮市規則第81号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 _____ 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金等返還相当額）

金 _____ 円

4 添付書類

3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）